

宗教上の理由による輸血拒否の基本方針

佐世保市総合医療センターは、宗教上の理由で輸血を拒否する患者さんに対しては、その意思を尊重した治療を行うことを努力いたしますが、輸血以外に患者さんの生命を救う手段がないと判断した場合には輸血を行うこと（相対的無輸血）を基本とします。

患者さん、ご家族には生命にかかわる事態での輸血の必要性ならびに輸血をしないことで起こりうる危険性について、十分に事前に説明し同意をしてもらうように努めます。この相対的無輸血の方針が受け入れられない場合には転院を勧め、病院としても転院支援を行います。

平成24年11月15日作成
平成28年4月1日改訂
佐世保市総合医療センター 院長